

施策マネジメントシート

作成日 平成 28 年 8 月 26 日

施策	16 障がい者の自立を支援する環境づくり		
施策 主管課	福祉総務課	氏名	飯島 尚美
		施策 関係課	

1. 現状把握 Plan→Do

(1) 施策の目的と指標

① 対象 (誰、何を対象にしているのか) * 人や自然資源等 ◇障がい者 ◇市民	③ 対象指標名称 (対象の大きさを表す指標) 数字は記入しない (単位)
	a 笛吹市内の障がい者数(障害者手帳) 人 b 笛吹市の人口<山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表(4月1日現在)> 人 c
② 意図 (対象をどういう状態に変えるのか) ◇(障がい者が)社会参加する。 ◇(障がい者が)地域の中で安心した生活を送ることができる。 ◇(市民が)障がい者の人権を認め共に生きる社会づくりを行う。	④ 成果指標名称 (意図の達成度の指標) 数字は記入しない (単位)
	d 市内で障がい者の受け入れを行っている事業所数 事業所 e 相談支援事業における相談回数 回 f ハンディキャップのある方が住みやすい社会だと思ふ市民の割合 % g h
⑤ 成果指標設定の考え方 ◇障がい者の社会参加を就労の受け入れ状況で判断する。 ◇相談回数で障害者の安心度を判断する。 ◇市民の障がい者に対する意識をアンケート調査により判断する。	⑥ 成果指標の取得方法 ◇障がい者の就労受け入れを行っている事業所数:ハローワークデータ。ハローワーク登録事業所(障害者雇用事業所)。 ◇相談支援事業における相談件数:福祉総務課データ。 ◇まちづくり基礎調査設問:「あなたはハンディキャップのある方が住みやすい社会だと思いますか。」(H22年度から調査)

			23年度 実績、決算	24年度 実績、決算	25年度 実績、決算	26年度 実績、決算	27年度 実績、決算	28年度 実績、見込み	29年度 最終目標	
対象 指標	a 笛吹市内の障がい者数(障害者手帳) 人	見込み値	4,200	4,200	4,600	4,600	4,630	4,660	4,690	
		実績値	4,446	4,502	4,577	4,588	4,427			
	b 笛吹市の人口<山梨県笛吹市住民基本台帳行政区別人口統計表(4月1日現在)> 人	見込み値	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000	72,000
		実績値	72,192	72,145	71,724	71,132	70,749			
c	見込み値									
	実績値									
成果 指標	d 市内で障がい者の受け入れを行っている事業所数 事業所	成り行き値	16	16	22	22	22	22	22	
		目標値	17	17	23	23	23	24	24	
		実績値	22	22	29	24	32			
	e 相談支援事業における相談回数 回	成り行き値	5,150	5,150	5,100	5,100	5,100	5,100	5,100	
		目標値	5,300	5,400	5,200	5,300	5,400	5,500	5,600	
		実績値	5,066	5,697	4,757	4,234	4,505			
	f ハンディキャップのある方が住みやすい社会だと思ふ市民の割合 %	成り行き値	12.6	12.6	14.4	14.4	14.4	14.4	14.4	
		目標値	13.0	13.5	15.0	15.5	16.0	16.5	17.0	
		実績値	14.4	13.1	12.5	-	-			
	g	成り行き値								
		目標値								
		実績値								
h	成り行き値									
	目標値									
	実績値									
施策コスト 施策に係る 事務事業の コストの合計 (評価外を含 み、繰越分を除 く)	事務事業数		本		15	15	15			
	事業費 (A)		千円	1,329,539	1,527,604	1,594,766	1,534,902	1,533,343		
	うち一般財源 (A')		千円	494,851	532,876	581,162	532,242	526,751		
	人件費 (B)		千円	49,446	49,410	56,039	57,776	57,094		
	トータルコスト (A+B) (C)		千円	1,378,985	1,577,014	1,650,805	1,592,678	1,590,437		
うち一財 (A'+B) (C')		千円	544,297	582,286	637,201	590,018	583,845			

(3) 施策の目標設定の根拠 (水準の理由と前提条件)

<p>●後期基本計画策定に伴い成り行き値、目標値の再設定を行った。</p> <p>◇市内で障がい者の受け入れを行っている事業所数:H23年度実績22件をベースに、成り行き値は22件と設定。目標値は平成25年度から27年度までを23件、平成28年度から29年度は24件と設定。</p> <p>◇相談支援事業における相談回数:成り行き値はH23年度実績値程度を維持と設定。目標値はH23年度実績をベースに毎年100回増と設定。</p> <p>◇ハンディキャップのある方が住みやすい社会だと思ふ市民の割合:成り行き値はH23年度実績値を維持と設定。目標値は毎年0.5%増と設定。</p>
--

(4) 施策の役割分担 (住民と行政との役割分担)

<p>ア) 住民の役割 (住民・地域・団体・事業所が、自助・共助でやるべきこと)</p> <p>◇市民は、障がい者について理解し社会参加や自立に向けた取り組みに参加する。</p> <p>◇事業所は、支援サービスを提供する。就労機会を確保する。</p>	<p>イ) 行政の役割 (市・県・国がやるべきこと)</p> <p>◇市は、各種障害福祉事業を通じ、障がい者の生活、活動を支援し、環境整備を行う。ライフステージに応じた医療・保健・教育・雇用の支援を行う。障害に対する市民の理解や協力を促すための意識啓発を行う。</p>
---	--

(5)環境変化 (対象者や根拠法令等は5年前と比べてどう変わったのか?)

◇H22 障害者自立支援法の一部改正により、発達障害者が障がい者の範囲に含まれることとなった。◇H24.10 障害者虐待防止法施行◇H25.4 障害者優先調達推進法施行◇H25 障害者自立支援法が障害者総合支援法に改められ障がい者の範囲に難病等が追加された。◇H26.1 障害者の権利条約批准◇障害者基本法の一部改正や障害者権利条約の批准を受け、手話言語法の制定に向けた動きが活発化しており各自治体でも手話言語条例の制定が進んでいる。◇精神障害者を中心とした、障害者雇用の促進されている。

(6)関係者の意見・要望 (住民、議会、対象者、利害関係者等)

◇市民への障害理解促進を図るための周知・啓発
◇地域やボランティアによる支援体制の充実
◇障がい児の放課後活動の保証(学童保育の利用)
◇重度障害者が入居可能な公共住宅のバリアフリー化
◇発達障害者の理解促進と活動の場の充実
◇移動支援サービスの拡充
◇笛吹市手話言語条例の早期制定と手話の普及啓発

2. H27年度の施策の実績 Check

(1)施策の成果実績

Table with 2 columns: ① 目標達成度評価 (前年度目標値と実績値との比較), ② 時系列比較 (過去3か年の比較), ③ 他自治体との成果実績値の比較. Includes checkboxes for target achievement and comparative results, and detailed explanatory text for each category.

(2)施策のコスト実績 (対象1単位当たり又は住民一人当たりのコスト)

Table with 5 columns: 対象指標名称, (単位), 25年度, 26年度, 27年度, 効率性評価. Lists metrics like personnel costs and total costs per unit.

(3)施策の現状と課題の総括

◇支援学校卒業生をはじめ障がい者の就労支援策として、事業所(就労支援)及び地域活動支援センター(作業所)の訓練等の強化促進を図るなどにより、卒業生等の受入先の確保をしていく必要がある。◇地域移行支援のための通所事業所やGH等の整備が課題となっている。◇社会参加を促進するための手段の一つである外出支援の供給が不足している。◇障がい児支援サービスの利用が増加しており、特に放課後や長期休暇中の支援の充足が求められている。◇発達障害者に対する支援の必要性が高まっている。支援体制の構築や支援者のスキルアップはもとより、市民への啓蒙啓発への取り組みをすすめ理解促進に努める必要がある。◇障害者基本法及び障害者総合支援法の一部改正や障害者権利条約の批准等により障がい者を取り巻く環境が常に変化していることから、情報収集及びその共有を図ると共に、当事者・家族をはじめ市民への情報提供していく必要がある。◇平成28年4月からの「障害者差別解消法」の施行に伴い、差別を解消するための措置として地方公共団体等に課せられた法的義務を遂行するための体制づくりが必要である。◇障がい者の自立を支援する環境づくりには、相談内容の検証や当事者・家族の声を聞く機会の確保により当事者や家族のニーズ把握に努めることが重要である。◇基幹相談支援センターの開設等サービスの充実が図られた。

3.後期基本計画の取り組み方針(29年度) Action

(1)現状と課題から導き出した次年度の取り組み方針

◇就労支援への取組みの強化
◇社会参加の機会の提供と自立の促進
◇ニーズ把握と相談支援の検証
◇市民への情報提供と啓蒙啓発活動の推進
◇差別解消法に基づく行政機関が講ずべき措置への取組み

(2)施策の対象を、目標に導くための次年度の手段

◇「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」に基づき、積極的に対象施設等からの物品等の調達に努める。
◇基幹相談支援センターを中心に相談支援体制の充実を図るとともに、相談内容の分析や援助・支援方法の具体的検証を行う。
◇障害者差別解消法の施行に伴い、差別を解消するための措置および支援措置を実行していく。
◇自立支援協議会等を通じて、当事者・家族及び支援関係者等からの意見や要望等を把握するとともに、情報提供していく。
◇第3次障害者基本計画の推進及び、第4期障害福祉計画の検証と第5期障害福祉計画の策定